

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯5万円を支給します。

令和4年9月30日時点（以下、「基準日」）で垂水市に住民登録があり、世帯員全員が令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（以下、「非課税世帯」）が原則対象となります。ただし、世帯員の全員が住民税を課税されている他の親族に扶養されている場合、対象となりません。その他、詳しい受給条件については、確認書及び申請書等で内容をご確認ください。

■支給対象者と支給方法

下記①～③のいずれかに該当する世帯が対象です。（重複して支給を受けることはできません。）

①プッシュ型または確認書による支給対象者

○支給対象者

基準日に垂水市に住民登録があり、世帯員全員が令和4年度住民税非課税である世帯

○支給方法

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）の対象世帯で給付金を受給している場合、同じ口座へプッシュ型で支給いたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯で受給していない場合、「支給要件確認書」を送付します。

②第2号様式による支給対象者

○支給対象者

令和4年1月2日以降に垂水市に転入された方がいる世帯で、基準日において垂水市に住民登録されており、世帯全員が令和4年度分の非課税世帯又は市の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除されたものである世帯

○支給方法

申請書（第2号様式）及び転入者全員分の令和4年度住民税非課税証明書に各種必要書類を添えて申請してください。

③第3号様式による支給対象者

○支給対象者

令和4年分市町村民税均等割が課税世帯であるが、令和4年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯

○支給方法

申請書（第3号様式）及び収入見込額の申立書、収入状況を確認できる書類に各種必

要書類を添えて申請してください。

※審査の結果、給付金を受け取れない場合もあります。

■支給額

1世帯あたり5万円

■締切日

令和5年1月31日

■その他

申請書（第2号様式及び第3号様式）等は、市のホームページ又は福祉課窓口で取得できます。申請書類の記載内容及び誓約・同意事項を確認し、添付書類を添えて申請してください。

詳しくは、HPから



対象とならない世帯へ

【垂水市独自】 物価高騰支援給付金について

電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、国が実施する価格高騰支援給付金事業の**給付対象とならない低所得世帯**に対し、市独自で給付金を支給します。

■対象世帯

垂水市において令和4年度市県民税が賦課され、かつ、基準日において本市に住民登録がある世帯のうち、所得割が非課税の世帯

■支給額

1世帯あたり5万円

■締切日

令和5年1月31日

■その他

対象世帯へ確認書を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて返信用封筒にてご返送をお願いします。

納めた国民年金保険料は「**全額**」社会保険料控除の対象です！

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が順次発送されています。

年末調整や確定申告の際はこの証明書または領収証書を添付してください。

なお、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に発送される予定です。

■控除対象

令和4年1月から12月までに納められた保険料の全額

※ご自身の保険料のほかに、配偶者やご家族（お子様等）の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も控除の対象となります。

◎問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004
市民課市民係
☎内線163

保健・福祉

令和4年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

平成18年6月、国民の間に広く拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、同法第4条で、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

鹿児島県においては、県民の関心と認識を深めるため、ラジオ、県政かわら版などの広報媒体や写真パネル展の開催等により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について広く周知、啓発を行う予定です。

垂水市においても法務局より送付される予定の拉致問題啓発ポスターを市内の公的機関の掲示板に掲出して、市民に広く周知、啓発を行うこととしています。

◎問い合わせ先

福祉課地域福祉係 ☎内線126



詳しくはHPから

垂水市介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

垂水市では、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度の計画期間）の基礎資料とするための調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

■対象者

- ・若年者調査（40歳～64歳）
 - ・一般高齢者調査（65歳以上）
 - ・在宅要介護（要支援）者調査
- ※対象者は、垂水市が抽出します。

■調査期間

令和4年12月2日（金）～
令和5年1月20日（金）

■調査方法

対象者のご自宅に調査員（民生委員・介護支援専門員）が伺い、調査票の配布、回収、聞き取り等を行います。

◎問い合わせ先

保健課介護保険係
☎内線128



「子ども・若者の自立支援巡回相談会」

あらゆる背景やきっかけから、不登校や引きこもりなどの状態にある子ども・若者やその保護者の方を対象とした、無料の巡回相談会を実施いたします。

■開催日

令和5年1月21日（土）

■時間

午後1時～午後4時50分

■場所

垂水地区公民館

■相談料

無料

※事前予約が必要となります

■申込方法

電話・FAX

■申込期限

令和5年1月14日（土）



詳しくはHPから



◎申込・問い合わせ先

かごしま子ども・若者総合相談センター
☎099-257-8230
午前10時～午後5時
（月曜日は休み）
FAX 099-257-8231